

事務連絡
令和5年4月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

令和5年度医療安全支援センター総合支援事業
初任者研修の開催について（周知依頼）

医療安全行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設けるよう努めなければならないこととされており、国は、同法第6条の14の規定に基づき、センターの適切な運営を支援するため、医療安全支援センター総合支援事業（以下「総合支援事業」という。）において、センターで相談業務を行う相談員等の資質向上を図るための研修を実施しています。

センターの業務には、患者・住民と医療従事者や医療提供施設の間であって、中立的な立場から相談等に対応することが含まれており、相談等へ適切に対応するために、定期的に研修を受講する必要があります。今般、相談業務における初任者（当該業務の経験が概ね2年以下の者）を対象に、医療相談の基本となる考え方やコミュニケーションスキルを習得すること等を目的とした初任者研修を下記のとおり実施することといたしました。

なお、令和6年4月より始まる第8次医療計画においては、総合支援事業の研修の受講促進を図ることを目的として、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）別紙「医療計画作成指針」において、「相談職員の総数に対する、医療安全支援センター総合支援事業が実施する研修を受講した相談職員数の割合」の現状及び目標の記載を新たに求めることとしています。

貴職におかれましては、本研修の内容について御了知いただくとともに、貴管

内センターへの周知をよろしく申し上げます。

記

- (1) 開催日時：令和5年5月31日（水）、6月6日（火）、6月15日（木）
前半（講義）13:05～15:10
後半（グループワーク）15:20～17:05（各日先着50名）
- (2) 実施方法：ZOOMを使用したオンライン開催
- (3) 対象者：医療安全支援センターで業務を行う初任者（当該業務の経験が概ね2年以下の者）
- (4) プログラム・お問い合わせ等：別添参照

(参考) 「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）別紙「医療計画作成指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083687.pdf>



以上